

# 北海道子どもの読書活動推進計画

平成15年11月

北海道教育委員会

## 目次

I 北海道子どもの読書活動推進計画策定の基本的な考え方	
1 基本理念	1
2 計画期間	1
3 計画の体系	1
II 子ども読書活動の推進のための方策	
【推進方策】	
1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進	2
【重点】	
(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	2
(2) 学校等における子どもの読書活動の推進	5
【推進方策】	
2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備	7
【重点】	
(1) 公立図書館の整備・充実	7
(2) 学校図書館の整備・充実	10
(3) 子どもの読書活動の推進に係る体制の整備	13
【推進方策】	
3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	15
【重点】	
(1) 啓発広報事業の推進	15
【用語の説明】	17
III 資料編	
1 <a href="#">北海道子どもの読書活動推進計画体系図</a>	19
2 <a href="#">読書活動のライフステージ</a>	20
3 <a href="#">北海道の公立図書館一覧</a>	21
4 <a href="#">インターネットによる蔵書検索可能図書館(室)</a>	22

## I 北海道子どもの読書活動推進計画策定の基本的な考え方

### 1 基本理念

子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育つためには、学校における教育活動の充実はもとより、学校・家庭・地域社会が一体となり、子どもの生活全体を見直し、ゆとりの中で生活体験、社会体験や自然体験など様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むための環境づくりが求められている。

とりわけ、読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものと考えられるが、今日の子どもの読書離れは憂慮すべき事態であり、社会全体でその推進を図る必要がある。

本計画は、国における「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本として、北海道のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境の整備を図ることを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進のため策定するものである。

また、国の基本計画及びこの計画を基本として、道内の各市町村において子ども読書活動推進に関する施策について計画を策定し、読書活動の充実に向けた取組が行われることを期待するものである。

### 2 計画期間

平成15年度から平成19年度までとし、必要に応じて計画の見直しを行う。

### 3 計画の体系

基本理念に基づき、本計画の体系を次のとおりとする。

推進方策	重点
1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進	(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進 (2) 学校等における子どもの読書活動の推進
2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備	(1) 公立図書館の整備・充実 (2) 学図書館の整備・充実 (3) 子どもの読書活動の推進に係る体制の整備
3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	(1) 啓発広報事業の推進

## Ⅱ 子どもの読書活動の推進のための方策

### 【推進方策】

#### 1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

- 子どもの読書活動の推進のため、家庭・地域・学校がそれぞれの機能を発揮し、子どもが積極的に読書を行う意欲や態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、学校や図書館などの関係機関、民間団体・事業者等と連携し、子どもの発達段階に応じた読書活動を、家庭・地域・学校において積極的に推進する。

### 【重点】

#### (1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもが最初に読書と出会う場であるだけでなく、読書に対する興味や関心を培う上でも重要な役割を担っている。

特に、乳幼児期(0～5歳)には、読み聞かせ※①などをおして親子の温かい人間関係を育むとともに、子どもの精神的な安定感や親への信頼感を養い、基本的な生活習慣や自主性・創造性を培うことが大切である。

このため、家庭における読書の大切さを啓発するとともに、地域においては図書館が中心となって児童館や民間団体等と連携し、読書の楽しさを知ることができるよう取組を推進する。

### 【現状】

① 道内では、子育てや家庭教育に関する学習・相談の場として、132市町村で家庭教育学級が開設され、153市町村で子育てサークルが組織されている(道立生涯学習推進センター調べ)。これらは、読み聞かせや子どもの読書活動の重要性などについて、保護者に対して啓発する機会ともなっていることから、今後一層これらの等に対する支援が望まれる。

また、平成14年度現在道内の16市町村で実施されている(北海道教育庁生涯学習課調べ)ブックスタート※②は、家庭において子どもに乳幼児期から読書習慣を身に付けさせる上で効果的であると考えられることから、今後一層の普及拡大が望まれる。

② 完全学校週5日制の導入後、道内の市町村立図書館の43.8%で休日に子どもの参加可能な事業を実施しているほか、40%で子どもや親子の利用が増えるなどし

ており(北海道教育庁生涯学習課平成15年2月1日(土)の調べ)、地域においては、図書館が子どもの読書活動を推進する中心的な役割を担っている。

今後、図書館においては、読み聞かせ等の講座の実施やレファレンスサービス※<sup>③</sup>の充実など、子どもの読書活動を推進するための取組を一層進めていくことが望まれる。

このようなことから、「家庭における読書活動の重要性についての理解の促進」、「家庭における子どもの読書活動への支援」、「公立図書館における子どもの読書活動の推進」などについて、次のような具体的な取組に努めることとする。

### 【具体的な取組】

<北海道では次の取組に努めます>

- ア 家庭における読書活動の重要性についての理解の促進
  - ・ 読み聞かせや読書の重要性についての啓発
- イ 家庭における子どもの読書活動への支援
  - ・ 市町村が実施する読書活動に関する家庭教育の講座等への支援
  - ・ 市町村が実施するブックスタート事業への支援
  - ・ ブックスタート事業実施についての運営マニュアル作成
  - ・ ブックスタートに関する市町村職員等を対象とした研修会の開催
- ウ 道立図書館における子どもの読書活動の推進
  - ・ ボランティアの活用の促進
  - ・ 子どもの読書に関するレファレンスサービスの充実
  - ・ 移動図書館車を活用した取組の充実
  - ・ 子どもの読書に関する調査研究の実施
  - ・ 子どもの読書に関する図書館間の連絡・調整の充実
  - ・ 民間団体活動※<sup>④</sup>に関する情報の提供や相談の実施
- エ 児童福祉施設における子どもの読書活動の推進
  - ・ 道立児童福祉施設における読み聞かせなどの読書活動の充実
  - ・ 市町村立等の児童福祉施設※<sup>⑤</sup>における読み聞かせなどの読書活動の充実の奨励
- オ 民間団体の活動に対する支援
  - ・ 民間団体の活動に対する「子どもゆめ基金」※<sup>⑥</sup>等の活用の促進

<市町村に次の取組を期待します>

- ア 家庭における子どもの読書活動への支援
  - ・ ブックスタート事業の実施

- ・ 家庭教育学級等における読み聞かせや読書活動の重要性についての理解の促進
- ・ 子どもの発達段階に応じた優良な図書資料の広報
- イ 市町村立図書館等における子どもの読書活動の推進
  - ・ 読み聞かせ等の講座の実施
  - ・ ボランティアの養成と活用の促進
  - ・ 子どもの読書に関するレファレンスサービスの充実
  - ・ 民間団体活動に関する情報の提供
- ウ 児童館等における子どもの読書活動の推進
  - ・ 図書室等を活用した読書活動の充実
  - ・ 読み聞かせ事業等の実施
- エ 民間団体の活動に対する支援
  - ・ 民間団体への情報提供や活動の場の提供などによる活動の支援

### 【重点】

#### (2) 学校等における子どもの読書活動の推進

学校は、各教科の学習や特別活動、総合的な学習の時間等をとおして子どもの読書習慣の形成や図書館の利用の促進に関して大きな役割を果たしている。

また、幼児期や小学生期における良質な本との出会いは、読書に対する興味・関心を広げるものであり、中学生・高校生期における読書は、自我の確立に大きな影響を与えるものと考えられる。

このため、学校等においては、子どもの発達段階に応じて読書の楽しさを指導するとともに、計画的・継続的な読書活動を推進する。

### 【現状】

道内の学校においては、学校図書館を積極的に活用するなどして読書活動の推進が図られてきているが、「朝の読書」などの全校一斉の読書活動の取組の面では、全国平均と比べると低い状況にあることから、司書教諭をはじめとする学校関係者の意識を更に高め、家庭や地域とも連携し、学校全体として読書活動を一層推進していくことが望まれる。

[全校一斉の読書活動の実施状況(公立学校)] (単位:%)

年 度	小学校	中学校	高等学校	特殊教育諸学校
平成11年 度間	32. 2 (55. 6)	22. 4 (39. 0)	6. 7 (17. 5)	15. 8 (12. 6)
平成13年 度間	40. 6 (77. 8)	32. 4 (60. 5)	9. 6 (24. 6)	(—)

※ ( )内は全国の数値。なお、平成13年度間の特殊教育諸学校については学校種別・部別ごとの集計のため掲載していない。

(文部科学省初等中等教育局調べ)

このようなことから、「読書習慣の確立と読書指導の充実」、「障害のある子どもの読書活動の推進」などについて、次のような具体的な取組に努めることとする。

【具体的な取組】

<北海道では次の取組に努めます>

- ア 読書習慣の確立と読書指導の充実
  - ・ 学校図書館の効果的な活用に関する取組事例の情報提供等による学校関係者の意識の高揚
  - ・ 全校一斉の読書活動や読み聞かせ等の推進
  - ・ 図書館を活用した指導の充実
- イ 障害のある子どもの読書活動の推進
  - ・ 障害に応じた読書活動の充実
  - ・ ボランティアの活用
  - ・ 学校間等のネットワークの活用

<市町村に次の取組を期待します>

- ア 読書習慣の確立と読書指導の充実
  - ・ 全校一斉の読書活動や読み聞かせ等の推進
  - ・ 図書館を活用した指導の充実
- イ 家庭・地域との連携による読書活動の推進
  - ・ PTAや読書サークル※⑦等の活用と支援
  - ・ 休業日等における学校図書館の地域への開放の促進
- ウ 幼稚園や保育所における読書活動の推進
  - ・ 読み聞かせなど本に親しむ活動の充実

### 【推進方策】

#### 2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

- 子どもの読書活動の推進のため、公立図書館はもとより学校図書館の図書資料や施設・設備を充実し、子どもの身近なところに読書のできる環境を整備するとともに、読書活動を推進する組織を設置するなどして、行政、民間等による体制の整備を推進する。

### 【重点】

#### (1) 公立図書館の整備・充実

公立図書館は、子どもが学校外で本と出会い読書を楽しむことができる場であり、子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしている。

道内では、道立図書館や市町村立図書館においてそれぞれの特色を生かした取組が行われているが、図書館未設置町村もあり、子どもの読書活動の環境づくりに向けて、公立図書館の一層の整備・充実を図ることが大切である。

このため、道立図書館の機能の充実・援助による公立図書館等の整備・充実を積極的に推進する。

### 【現状】

道内の市町村においては、公民館図書室も含めた図書館の機能は全ての市町村に整備されているものの、半数以上(108町村)は公立図書館が未設置となっている。

また、蔵書や設備の状況については、ほぼ全国平均並みとなっているが、本道の広域性や多数の小規模市町村の存在という特性を踏まえると、今後一層公立図書館の設置促進に向けた取組や道立図書館による支援、図書資料や設備の整備・充実などが望まれる。



(平成14年4月現在)

区 分	北 海 道	全 国
①図書館設置市町村数	34市 100% 70町村 39.3%	97.7% 38.8%
②人口100人当たりの蔵書冊数	241冊	244冊
③個人貸出しの内の児童の比率	28.6%	27.7%
④蔵書の中の児童図書の割合	27.2%	25.9%
⑤児童室・コーナーを有する公立図書館を設置する市町村数	34市 100% 66町村 94.3%	91.1% 86.4%
⑥コンピュータを導入している公立図書館を設置している市町村数	26市 76.4% 53町村 75.7%	98.7% 99.1%

(日本の図書館2002 (社)日本図書館協会、北海道の図書館 北海道図書館振興協議会)

※ ②～④については、都道府県立図書館の数値も含める。

このようなことから、「図書館未設置町村への設置の促進」「道立図書館による市町村立図書館等への支援」「公立図書館等の図書資料・設備等の整備・充実」などについて、次のような具体的な取組に努めることとする。

【具体的な取組】

＜北海道では次の取組に努めます＞

ア 図書館未設置町村への設置の促進

- ・ 図書館の設置及び運営に関する助言

イ 道立図書館による市町村立図書館等への支援

- ・ 協力貸出※⑥の推進
- ・ レファレンスサービスの充実
- ・ 図書館運営の相談の実施
- ・ 図書館職員の研修の支援

ウ 道立図書館等の図書資料・設備等の整備・充実

- ・ 子どもの読書活動に関する図書資料※⑥や読書情報の整備・充実
- ・ 児童コーナーなどの子どもが読書を行うために必要なスペースの充実

- ・ 北海道に伝わる民話等の収集・保存
- ・ 利用者用のコンピュータの設置など情報化の推進
- エ 障害のある子どもの読書環境の整備・充実
  - ・ 道立図書館等における障害に対応した施設・設備の充実
  - ・ 障害に対応した図書資料の整備・充実

＜市町村に次の取組を期待します＞

- ア 市町村立図書館等の機能の充実
  - ・ 未設置町村における設置についての検討
  - ・ 図書館間等ネットワークの拡充
  - ・ 近隣市町村との連携の強化
- イ 市町村立図書館等の図書資料・設備等の整備・充実
  - ・ 子どもの読書活動に関する図書資料や読書情報の整備・充実
  - ・ 児童コーナーなどの子どもが読書を行うために必要なスペースの充実
  - ・ 図書館間の相互貸借※⑩の促進
  - ・ 地域に伝わる民話等の収集・保存
  - ・ 利用者用のコンピュータの設置など情報化の推進
- ウ 障害のある子どもの読書環境の整備・充実
  - ・ 市町村立図書館等における障害に対応した施設・設備の充実
  - ・ 障害に対応した図書資料の整備・充実

## 【重点】

### (2) 学校図書館の整備・充実

学校図書館は、子どもたちが日常的に読書を楽しむ場であるとともに、読書活動や読書指導の場として、子どもたちの豊かな心を育み、自発的・主体的な学習活動を支援するという重要な役割を果たしている。

このため、学校図書館が、児童生徒の豊かな心を育む読書センター的な役割を果たすことができるよう、図書資料の整備はもとより、学校における図書館関係職員の配置等の充実に努める。

また、地域に開かれた学校づくりを推進するため、休業日等における学校図書館の開放を推進する。

【現状】

- ① 学校図書館の蔵書については、年々充実が図られてきているが、全国平均と比べると低い水準にあることから、今後より一層計画的な整備が望まれる。

〔1校当たりの蔵書冊数(公立学校)〕

(単位:冊)

年 度	小学校	中学校	高等学校	特殊教育諸学校
平成11年度末	3,799 (6,407)	4,658 (7,910)	11,639 (19,615)	1,237 (1,425)
平成13年度末	4,270 (6,683)	5,110 (8,364)	11,970 (20,612)	(—)

〔児童生徒1人当たりの蔵書冊数(公立学校)〕

(単位:冊)

平成11年度末	18.0 (20.5)	19.3 (20.8)	22.2 (26.7)	32.2 (39.4)
平成13年度末	19.8 (21.4)	21.1 (23.3)	23.2 (29.0)	(—)

〔蔵書のデータベース化の状況(公立学校)〕

(単位:%)

平成11年度末	4.0 (7.4)	5.7 (8.6)	24.6 (33.4)	7.0 (9.1)
平成13年度末	9.1 (17.4)	13.8 (18.2)	27.8 (42.2)	(—)

(文部科学省初等中等教育局調べ)

※ ( )内は全国の数値。なお、平成13年度末の特殊教育諸学校については、学校種別ごとの集計のため掲載していない。

- ② 平成15年度から、12学級以上の学校に司書教諭が置かれているが、今後とも、司書教諭の計画的な配置を進めるとともに、司書教諭がその役割を十分果たせるよう、教職員の協力体制の確立など校内体制の整備が促進されることが望まれる。

また、子どもの読書活動を推進していくためには、家庭や地域と連携した取組が重要であるが、公共図書館等との連携やボランティア等との連携の面においても、十分でない状況が見られることから、こうした取組を積極的に進めることが望まれる。

[公共図書館等との連携状況(公立学校)]

(単位:%)

年 度	小学校	中学校	高等学校	特殊教育諸学 校
平成11年度 間	35.4 (39.0)	20.0 (23.4)	7.7 (24.4)	7.0 (15.1)
平成13年度 間	34.9 (46.4)	22.6 (29.2)	8.2 (25.4)	(-)

[学校図書館の地域住民への開放状況]

(単位:%)

平成11年度 間	17.6 (10.7)	7.2 (6.3)	2.8 (6.3)	1.8 (5.3)
平成13年度 間	11.6 (9.1)	4.0 (5.7)	2.5 (5.2)	(-)

[ボランティア等との連携]

(単位:%)

平成11年度間	16.2 (24.7)	3.9 (4.9)	0 (0.4)	5.3 (6.5)
平成13年度間	12.4 (31.5)	1.1 (11.5)	0 (2.5)	(-)

(文部科学省初等中等教育局調べ)

※ ( )内は全国の数値。なお、平成13年度間の特殊教育諸学校については、学校種別・部別ごとの集計のため掲載していない。

このようなことから、「学校図書館の図書資料・設備等の整備・充実」「学校図書館の活用を図るための人的配置等」などについて、次のような具体的な取組に努めることとする。

## 【具体的な取組】

＜北海道では次の取組に努めます＞

- ア 道立学校図書館の図書資料・設備等の整備・充実
  - ・ 図書資料の計画的な整備
  - ・ コンピュータを活用した情報化の推進
- イ 道立学校図書館の活用を図るための人的配置等
  - ・ 司書教諭※⑩の計画的な配置
  - ・ 司書教諭の役割の理解及び教職員の協力体制の確立
  - ・ ボランティア等の活用
- ウ 道立学校以外の学校図書館の人的配置及び図書資料・設備等の整備・充実
  - ・ 司書教諭の計画的な配置の促進
  - ・ 司書教諭の役割の理解及び教職員の協力体制の確立の促進
  - ・ 図書資料、読書スペース等の整備の促進
  - ・ コンピュータを活用した情報化の促進
  - ・ ボランティア等の活用の促進

＜市町村に次の取組を期待します＞

- ア 市町村立学校図書館の図書資料・設備等の整備・充実
  - ・ 国の「学校図書館図書整備5か年計画」※⑫に基づく整備
  - ・ 余裕教室を活用した読書スペースの整備
  - ・ コンピュータを活用した情報化の推進
- イ 市町村立学校図書館の活用を図るための人的配置等
  - ・ 司書教諭の計画的な配置
  - ・ 司書教諭の役割の理解及び教職員の協力体制の確立の促進
  - ・ 休業日等における学校図書館の開放とボランティア等の活用

## 【重点】

### (3) 子どもの読書活動の推進に係る体制の整備

子どもの読書活動の推進のためには、読書にかかわる機関や団体などから幅広い意見を聴取できるよう体制を整備することが重要である。

このため、道が中心となり社会全体で子どもの読書活動を推進する組織を設置するとともに、道民からの多様な意見の反映に努める。

また、図書館司書・司書教諭の研修についても充実を図る。

## 【現状】

- ① 現在、本道には、子どもの読書活動にかかわる機関や団体等からの幅広い意見等を聴取し、反映できるような体制、組織は整備されておらず、早急な整備が望まれる。
- ② 図書館間の連携については、道立図書館において、平成9年度から、市町村立図書館等とネットワークを結び、道立図書館所蔵の図書資料の検索や貸出申込等を行う「道立図書館情報システム」(愛称リスネット)の運用が開始されており、さらに現在、市町村立図書館や大学図書館など、道内図書館の図書情報を総合的・横断的に検索し、相互貸出ができるようネットワーク化する北海道図書館総合目録の構築に向けて研究が行われている。今後一層ネットワーク化を推進していくことが望まれる。
- ③ 図書館関係職員の研修については、平成15年から新たに司書教諭を対象として実践事例等についての研究協議会が開催されており、また、北海道図書館振興協議会が中心となって図書館司書の研修が実施されてきているところであるが、今後とも一層の充実が望まれる。

このようなことから、「子どもの読書活動推進会議の設置」「図書館間協力の推進」「教職員の研修の充実」などについて、次のような具体的な取組に努めることとする。

## 【具体的な取組】

＜北海道では次の取組に努めます＞

- ア 子どもの読書活動推進会議の設置
  - ・ 図書館、学校、民間団体、行政等からなる「北海道子どもの読書活動推進会議」の設置
  - ・ 「市町村子どもの読書活動推進会議」の設置の促進
- イ 図書館間協力の推進
  - ・ 道立図書館を中心とする公立図書館ネットワークの拡充
  - ・ 「国際子ども図書館」※⑬や大学図書館等との連携
  - ・ 公立図書館等と学校図書館との連携・協力の促進
- ウ 教職員の研修の充実
  - ・ 読書活動に関する研究協議や情報の交換などによる教職員の指導力の向上
  - ・ 司書教諭の研修の充実

エ 図書館司書の研修の充実等

- ・ 図書館司書の研修の充実
- ・ 市町村に対する図書館司書の適正な配置の奨励

オ 民間団体・関係機関との連携・協力

- ・ グループ・サークル、NPO等の民間団体との情報交流
- ・ 保健所等の関係機関との連携・協力

<市町村に次の取組を期待します>

ア 子どもの読書活動推進会議の設置

- ・ 図書館、学校、民間団体、行政等からなる「市町村子どもの読書活動推進会議」の設置

イ 図書館間協力の推進

- ・ 公立図書館等や学校図書館の連携・協力によるネットワークの拡充

ウ 教職員の研修の充実

- ・ 教職員研修による教職員の指導力の向上
- ・ 司書教諭の研修の充実

エ 図書館司書の研修の充実等

- ・ 図書館司書の適正な配置
- ・ 図書館司書の研修の充実

オ 民間団体・関係機関との連携・協力

- ・ グループ・サークル、NPO等の民間団体との情報交流
- ・ 保育所・児童館等の関係機関との連携・協力

**【推進方策】**

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

- 子どもの読書活動の推進のため、その意義や重要性について道民の理解と関心を深めることが大切であることから、大人も含めて読書活動に対する理解・関心を高められるよう市町村や関係機関団体との連携・協力による普及啓発活動を推進する。

**【重点】**

(1) 啓発広報事業の推進

読書活動の意義や優れた取組、図書資料等の情報について、全道的な啓発広報を行い、子どもの読書活動を積極的に推進する。

## 【現状】

子ども読書の日及びこどもの読書週間に、子どもの読書活動についての理解を深めたり、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるための事業を実施している道内の市町村は、増加してきている。

また、優れた取組の奨励として各種表彰が行われるとともに、優良な図書についての情報提供も行われており、今後ともこれらの取組の一層の充実が望まれる。

このようなことから、「子どもの読書活動に関する道民の理解の促進」「優れた取組の奨励」「優良な図書資料の普及」などについて、次のような具体的な取組に努めることとする。

## 【具体的な取組】

<北海道では次の取組に努めます>

### ア 子ども読書活動に関する道民の理解の促進

- ・ 「子ども読書の日」※④(4月23日)や「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)についての道民への理解の促進とその期間における市町村事業の実施の奨励
- ・ 道立図書館等における「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」にふさわしい事業の実施

### イ 優れた取組の奨励

- ・ 子ども読書活動を推進する優れた取組への表彰

### ウ 優良な図書資料の普及

- ・ 優良な図書資料の家庭・地域への普及の推進

### エ 各種情報の収集・提供

- ・ 子ども読書活動に関する特色ある取組等の情報の収集・提供
- ・ 読書活動に関するホームページの開設とその活用

<市町村に次の取組を期待します>

### ア 子ども読書の日等の啓発広報

- ・ 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」における事業の実施と行事情報の提供

### イ 優良な図書資料の普及

- ・ 優良な図書資料の情報提供等による家庭・地域への普及

### ウ 各種情報の収集・提供

- ・ 子ども読書活動に関する情報の収集・提供



## 【用語の説明】

- ① 読み聞かせ：子どもたちに本や絵本を読んで聞かせること。  
子どもが物語に親しむきっかけをつくり、読書の素地や動機付けを行うことを目的とする。さらに、読み手である保護者や教師、図書館員等が聞き手である子どもとコミュニケーションを図ることに意義がある。
- ② ブックスタート：市町村の保健センター等で行われる乳幼児健診の機会に、受診したすべての親子に対して、図書館司書や保健師などがそれぞれの立場から赤ちゃんや絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・パックを無料で手渡すもので、全ての家庭において、本の読み聞かせを通じて、親子のふれあいの時間をもつことができるよう支援するもの。  
1992年（平成4年）にイギリスのバーミンガムで始められた。  
道内では、平成12年からの恵庭市を皮切りに、平成14年度の段階で16市町村で実施されている。
- ③ レファレンスサービス：図書館が利用者の質問に調査して回答すること。  
何らかの情報あるいは資料を求める図書館利用者に対し、図書館が所蔵資料等に基づいて回答すること。
- ④ 民間団体活動：おはなし会、子どもの本交流会、子どもの読書支援団体などの民間の団体の活動
- ⑤ 児童福祉施設：児童福祉法に基づき設置されている保育所、児童厚生施設（児童館、児童遊園等）、児童養護施設、児童自立支援施設、知的障害児施設等。
- ⑥ 「子どもゆめ基金」：独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに設けられている基金で、青少年教育に関する団体が行う子どもの体験活動や読書活動の振興を図る活動等に助成を行っている。
- ⑦ 読書サークル：読書を趣味とする人たちの集まり。読書同好会
- ⑧ 協力貸出：都道府県立図書館における基本的な支援活動の一つで、市町村の図書館等の求めに応じて、その図書館等が所蔵していない資料を貸し出すこと。  
市町村の図書館等において、自館で所蔵していない資料を求める利用者があった場合、その資料を都道府県立図書館から借り受けて利用者の求めに応えること。
- ⑨ 図書資料：図書、記録、視覚聴覚教育の資料等。
- ⑩ 相互貸借：図書館の相互協力の一つで、利用者の求めに応じて図書館同士で資料の貸借をすること。
- ⑪ 司書教諭：小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校（幼稚部は除く。）（以下、この項において「学校」という。）において、学校図書館の専門的職務を掌る職員で、司書教諭の講習を修了した教諭をもつ

て充てるとされている(学校図書館法)。職務は、各種の図書館サービスを  
中心とした学校図書館の運営と、これを基礎に児童・生徒及び教員一人一人  
の教授学習過程で発生する多種多様な資料や情報要求に応えることによって、  
教育と学習活動を支援することなど。

平成15年4月から12学級以上の学校に置かなければならないこととさ  
れている。

⑫「学校図書館図書整備5か年計画」:公立義務教育諸学校の学校図書館の  
図書資料の計画的整備を行うため、平成14年度から5年間にわたって講じ  
られている毎年約130億円、5年間総額約650億円の地方交付税措置

⑬「国際子ども図書館」:平成12年1月に国立国会図書館の支部図書館と  
して設立された、わが国初の国立の児童書専門図書館である。(平成14年  
5月5日に全面開館)

⑭「子ども読書の日」:4月23日。「子どもの読書活動の推進に関する法  
律」第10条において、国や地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさ  
わしい事業を実施するよう努めることとされている。

4月23日について
-----------

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ ユネスコが1995年(平成7年)にシェイクスピアとセルバンデスの命日である4月23日を「世界・本と著作権の日」と宣言している。</li><li>○ 社団法人読書推進運動協議会(文部科学省所管)が、毎年、4月23日から5月12日までを「こどもの読書週間」と定めて、子どもの読書活動の普及・啓発を図っている。</li><li>○ 欧米、特にスペインでは、4月23日を「サン・ジョルディの日」として、本を贈る習慣がある。(サン・ジョルディはスペインのカタルーニャ地方の守護聖人)</li></ul> |
|--|